

○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収に関する事務の取扱いについて

昭和 34 年 3 月 24 日

34 税第 262 号

総務部長

標記事務の取扱いを次のとおり改めたからその取扱いにいかんのないようにされたい。

記

1 申告(報告)書の様式

- (1) 新規、移転、変更及び抹消登録に係る申告(報告)書は、地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)第 16 号の 43 様式にかかわらず、新規登録の場合にあつては自動車税申告(報告)書(様式 1)を、移転又は変更登録の場合にあつては自動車税移転申告(報告)書(様式 2)を、抹消登録の場合にあつては自動車税抹消申告(報告)書(様式 3)をそれぞれ用いる。
- (2) 定期課税分について、自動車税管理事務所の職員が憲兵隊に出張して徴収するとき又は納税者から納付の申出があつたときは、自動車税申告書(様式 4)を用いる。

2 抹消申告(報告)の取扱い

自動車税抹消申告(報告)書の提出があつたときは、抹消の事実を証する書面を提示させるとともに、納税済みの自動車税証紙(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例(昭和 27 年神奈川県条例第 38 号)第 1 号様式)を提出させ、抹消登録の日及び過納の有無を確認する。

3 証紙の交付等

- (1) 自動車税を徴収したときは、自動車税証紙、自動車税証紙原符(様式 4 の 2)及び自動車税証紙連絡票(様式 4 の 3)を作成し、自動車税証紙を交付する。この場合において、自動車税証紙及び自動車税証紙原符をオンライン端末機(電子計算組織における税務電算処理システムに接続する端末機をいう。以下同じ。)により作成したときは、自動車税証紙連絡票の作成は要しない。
- (2) 自動車税証紙連絡票は、回付先を自動車税管理事務所として作成した収納内訳処理伝票(神奈川県県税取扱要領について(昭和 45. 12. 15 45 税第 255 号)の通達(以下「要領」という。)第 176 号様式)を添えて、これと送付書(要領第 177 号様式)を添えて、集中店(電子計算組織等により公金収納事務の集中事務処理を総括する指定金融機関の店舗をいう。)へ送付する。
- (3) 出納員は、自動車税証紙について、自動車税証紙受払簿(米軍証紙徴収用)(様式 5)によつて、その受払いを明確にし、残数を厳重に保管しておかなければならない。
- (4) 自動車税証紙原符は、自動車税証紙を交付した事務所において保管し、自動車税証紙連絡票は、自動車税管理事務所において保管する。

4 調定

自動車税管理事務所長は、自動車税申告(報告)書若しくは自動車税申告書の提出があり自動車税を徴収したとき、又は2、6(3)若しくは8に掲げる事由により自動車税の税額を減じたときは、オンライン端末機から出力される自動車税調定決裁書(米軍証紙徴収用)(様式6)により調定を行う。

5 納税証明書の交付

県税事務所長及び自動車税管理事務所長は、納税証明書の交付請求があつたときは、納税済みの自動車税証紙及びオンライン端末機等によつて現に自動車税の滞納がないことを確認の上、遅滞なく納税証明書を交付する。

6 還付事務

- (1) 自動車税管理事務所横浜駐在事務所主幹、川崎駐在事務所主幹、相模駐在事務所主幹及び湘南駐在事務所主幹(以下「駐在事務所主幹」という。)は、2又は8に掲げる事由により過納が生じるときは、次の措置を講ずる。

ア 支払通知一覧表(正)(要領第230号様式の4)については、あらかじめ出納員公印の押印(神奈川県行政文書管理規程(平成11年神奈川県訓令第1号)第39条に規定する事前押印をいう。)を受けたものを使用する。なお、この場合の施行状況は、常に明らかにしておくこと。

イ 還付請求があつた場合は、その場で速やかに還付を行うこととし、還付伝票(還付内訳書(要領第232号様式)、支払通知書(正)(要領第234号様式)、支払通知書(副)(要領第235号様式)及び過誤納金等還付通知書兼支払案内書(一般用)(神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)第39号様式))を起票する。

なお、この場合の支払区分は直払いとし、住所の記載は省略して差し支えない。

ウ 戻出伺票・戻出命令票(要領第230号様式)(以下「戻出伺票」という。)及び支払通知一覧表(正)(副)を作成する。また、戻出伺票には提出のあつた自動車税証紙を添付しておくこと。

エ 支払通知一覧表(正)(副)に支払通知書(正)及び支払通知書(副)を添えて指定金融機関に送付する。

オ 戻出伺票により自動車税管理事務所長の決裁を受ける。

カ 前年度以前に納付された自動車税を還付する場合は、延滞金から繰替払いにより支出すること。

- (2) 他の都道府県において本来還付すべきアメリカ合衆国軍隊の構成員等(以下「米軍構成員等」という。)に対する自動車税の還付については、当該米軍構成員等が当該自動車を携えて日本国外に移住する場合で海外渡航手続準備等のため直接当該他の都道府県に還付請求を行うことができないと認められる事由が存するときは、次により立替還付する。

ア 駐在事務所主幹は、毎月予想される立替還付の概算額(必要最小限のものとし、不足額が生じたときは追加措置をとること。)の資金前渡を受け、これにより支出すること。

イ 駐在事務所主幹は、還付請求があつた場合は直ちに還付支出すると同時に、納税済みの自動車税証紙を添付した過納自動車税還付請求書(様式 7。納付した他の都道府県知事あてのもの)及びその写し並びに過納還付税額領収書(様式 8)及びその写しを提出させること。

ウ 自動車税管理事務所長は、立替還付をしたときは、速やかにイによつて提出させた過納自動車税還付請求書及び過納還付税額領収書の写しに自動車税立替還付内訳書(様式 9)を添付して当該他の都道府県知事に対して納入通知書(神奈川県財務規則(昭和 29 年神奈川県規則第 5 号)第 3 号様式。歳入科目、(款)諸収入、(項)立替収入、(目)総務費立替収入、(節)徴税費立替収入)を発行すること。

- (3) 本県において本来還付すべき米軍構成員等に対する自動車税について、他の都道府県が(2)と同様の理由により立替還付を行い、その後、当該他の都道府県から本県に対して立替還付に係る請求があつたときは、遅滞なく処理する。

7 報告書

自動車税管理事務所長は、米軍構成員等の所有する自動車に係る自動車税について自動車税課税状況等報告書(米軍証紙徴収用)(様式 10)を毎月 9 日(毎年 1 月及び 5 月にあつては 12 日)までに税務指導課長に提出するものとする。なお、当該報告の提出期限が神奈川県の休日を定める条例(平成元年神奈川県条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日に該当する場合は、その休日の翌日を期限とする。

8 課税保留等

課税保留及び課税除外については、要領第 2 章第 9 節第 5 の規定を準用する。

この場合は各地区憲兵隊等と連絡協調の上処理するものとする。

9 修正等の処理

オンライン端末機から連絡票データチェックリスト、消込保留データ一覧表又は消込不能データ一覧表が出力された場合には、速やかに該当する自動車税証紙連絡票を引き抜き、その原因を究明した上で、修正等の処理を行う。

附 則

(実施期日)

- 1 この取扱いは、昭和 34 年 4 月 1 日から実施する。
(関係通達の改正)
- 2 昭和 32 年 3 月 29 日、32 税第 237 号総務部長通達「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収に関する事務の取扱いについて」は、廃止する。

- 3 昭和 33 年 6 月 5 日、32 税第 490 号総務部長通達「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の還付事務取扱いについて」の一部を次のように改正する。

前文中「3 月 29 日付 32 税第 237 号」を「昭和 34 年 3 月 24 日 34 税第 262 号」に改める。

1 中「昭和 32 年 3 月 29 日付 32 税第 237 号第 5 項第 2 号」を「昭和 34 年 3 月 24 日 34 税第 262 号 8(2)」に改める。

附 則(昭和 43 年税第 372 号)抄

- 1 この通達は、昭和 43 年 12 月 1 日から施行し、同年 7 月 1 日以後に自動車を取得した分から適用する。

附 則(昭和 44 年税第 10 号)

(施行日)

- 1 この通達は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

(関連通達の廃止)

- 2 次の通達を廃止する。

(1) 他の道府県において本来還付すべき合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税の立替還付について(昭和 30.3.22 30 税第 237 号総務部長)

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の還付事務取扱について(昭和 32.6.5 32 税第 490 号総務部長)

(3) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の還付事務の取扱について(昭和 35.10.17 35 税第 929 号総務部長、出納長)

(4) 道路運送車両法第 14 条の規定による自動車の登録換があつた場合の自動車税の課税等について(昭和 36.2.16 35 税第 1,157 号総務部長)

附 則(昭和 48 年税第 66 号)

- 1 この通達は、昭和 48 年 7 月 1 日から適用する。

- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和 50 年税第 2 号)

- 1 この通達は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和 51 年税第 129 号)

この通達は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年税第 269 号)

この通達は、昭和 52 年度分の自動車税から適用する。

附 則(昭和 59 年税第 18 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和 60 年税第 26 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 2 年税第 271 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 5 年税第 27 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 7 年税第 15 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 8 年税第 239 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 11 年税第 63 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 14 年税第 404 号)

この通達は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年税第 84 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 16 年税第 514 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 16 年税第 335 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 17 年税第 430 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 18 年税第 490 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 18 年税第 253 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 19 年税第 27 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 19 年税第 296 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成 27 年課税第 32 号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 28 年税指第 10 号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第 1206 号)

- 1 この通達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年税指第 152 号)

- 1 この通達は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和 2 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和 8 年税指第 2 号)

- 1 この通達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この通達の施行の日(以下「施行日」という。)以降に納税義務が発生した者に課する自動車税について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

様式1

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

STATEMENT OF AUTOMOBILE TAX

自動車税申告(報告)書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

License Plate Number : Yokohama Kawasaki
登録番号 Sagami Syounan.....

Make & Year :
車名・年式

Model & Type of Vehicle :
型式・車種

Vehicle Identification Number :
車台番号

Date of Registration :
登録年月日

Base Registration Office :
所轄基地憲兵隊

Owner's Name(Print) :
所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :
(APO) (FPO)

Signature :
署名

自 動 車 税			
納税義務発生 年 月 日		. .	
納税年月日		. .	
課 税 期 間		自 . . 至 . .	
税 額		円	
証 紙 番 号		第 号	
延 滞 日 数		日	
延 滞 金		円	
受付者		徴収者	

様式2

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

NOTIFICATION OF TRANSFER OF AUTOMOBILE

AUTOMOBILE TAX

自動車税移転申告(報告)書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

License Plate Number : Yokohama Kawasaki
登録番号 Sagami Syounan.....

Make & Year :
車名・年式

Model & Type of Vehicle :
型式・車種

Vehicle Identification Number :
車台番号

Date of Transfer :
移転年月日

Base Registration Office :
所轄基地憲兵隊

New Owner's Name(Print) :
新所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :
(APO) (FPO)

Signature :
署名

Former Owner's Name(Print) :
旧所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :
(APO) (FPO)

Signature :
署名

移 転 登 録 年 月 日	・	・
納 税 年 月 日	・	・
課 税 期 間	自	・ ・ 至 ・ ・
税 額		円
証 紙 番 号	第	号
延滞日数、延滞金	日	円

様式3

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

NOTIFICATION OF CANCELLATION OF
AUTOMOBILE REGISTRATION

AUTOMOBILE TAX

自動車税抹消申告(報告)書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

License Plate Number : Yokohama Kawasaki
登録番号 Sagami Syounan.....

Make & Year :
車名・年式

Model & Type of Vehicle :
型式・車種

Vehicle Identification Number :
車台番号

Date of Cancellation :
抹消年月日

Base Registration Office :
所轄基地憲兵隊

Owner's Name(Print) :
所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :
(APO) (FPO)

Signature :
署名

抹消登録年月日	・	・
納税年月日	・	・
課税期間	自 ・ ・	至 ・ ・
税額		円
証紙番号	第	号
還付額		円
還付年月日	・	・
延滞日数、延滞金	日	円

様式4

(用紙 日本産業規格A5横長型)

STATEMENT OF AUTOMOBILE TAX

自動車税申告書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税管理事務所長 殿

License Plate Number : Yokohama Kawasaki
登録番号 Sagami Syounan.....

Make :

車名

Vehicle Identification Number :

車台番号

Owner's Name(Print) :

所有者氏名

Military Address :

Signature :

署名

Tax Amount : ￥

納付税額

Tax for One Year Period from April 1 to March 31.

Date of Payment : Receipt No. :
交付年月日 証紙番号

NO.

自動車税証紙原符

住 所	
氏 名	

[illegible]

課税期間	ヶ月分	年	月	日から
		年	月	日まで

交付年月日 年 月 日 神奈川県

月 日分合計 円 件

收 入 年 月 日	•	•
-----------	---	---

様式5

(用紙 日本産業規格A4横長型)

自動車税証紙受払簿(米軍証紙徴収用)

年 月 日	摘 要	受	払	残	主 任	副主幹又 は 主 査	課 長	副所長	出納員	備 考
・ ・		枚	枚	枚						
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										

- 備考 1 証紙税額欄の種類別に作成すること。
2 毎月月計、累計を記載すること。

様式6

(用紙 縦27.9センチメートル 横36.8センチメートル)

自動車税調定決裁書(米軍証紙徴収用)

年度 定期分・随時分											調定番号	収入状況等管理表
年 月 日 次のとおり自動車税(米軍証紙徴収分)について調定してよいか。												
区 分			税 率	課 税 分		減 額 分		差 引 計		累 計		備 考
				税 額	台 数	税 額	台 数	税 額	台 数	税 額	台 数	
普 通 乗 用 車	総排気量が4.5リットル以下のもの		円 19,000	円		円	()	円	()	円	()	
	総排気量が4.5リットルを超えるもの		22,000				()		()		()	
小 型 乗 用 車			7,500				()		()		()	
普 通 ト ラ ッ ク			32,000				()		()		()	
小 型 ト ラ ッ ク			7,500				()		()		()	
特 種 用 途 自 動 車	構造及び用途が普通乗用車に準ずるもの	総排気量が4.5リットル以下のもの	19,000				()		()		()	
		総排気量が4.5リットルを超えるもの	22,000				()		()		()	
	構造及び用途が小型乗用車に準ずるもの		7,500				()		()		()	
	構造及び用途が普通トラックに準ずるもの		32,000				()		()		()	
	構造及び用途が小型トラックに準ずるもの		7,500				()		()		()	
合 計						()		()		()		
延 滞 金												
総 計						()		()		()		

備考 ()内には、一部減額の台数を外書きで記載すること。

様式7

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

APPLICATION FOR REIMBURSEMENT OF
AUTOMOBILE TAX PAID IN EXCESS
過納自動車税還付請求書

Date :

TO : Governor of Prefecture

1. I hereby apply for the reimbursement of the automobile tax paid
in excess

過納自動車税を還付されたく、次のとおり請求いたします。

2. Amount of reimbursement :
還付請求額

金	¥	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

a. Motor Vehicle License Plates Number :
登録番号

b. Date of payment :
納付年月日

Receipt No.

c. Amount of payment : ¥ ()
納付税額

d. Date of cancellation of registration :
登録抹消の日

e. Number of months for reimbursement : months
還付請求の月数

P.M.O. in Charge :
Name or Tax-payer(Print)
Address :

Signature :

3. Papers attached herewith: 添付書類

a. Stamp proving completion of payment of automobile tax	b. Certificate for completion of Cancellation of registration in Automobile Registration Ledger
納税済の自動車税証紙貼付欄	<u>神奈川県運輸支局証印</u> 又は自動車税抹消申告 (報告)書との照合印

様式8

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

Receipt for Reimbursement of Automobile Tax Paid in Excess

過納還付税額領収書

¥ _____
金 円

For Reimbursement of Automobile Tax Paid in Excess

但し自動車税過納還付金

Duly received above

右領収しました。

Signature

署 名

Date _____

年 月 日

前渡金受領職員

神奈川県自動車税管理事務所 駐在事務所主幹 殿

自動車税立替還付内訳書

[illegible]

自動車税課税状況等報告書(米軍証紙徴収用)

第 年 月 日

税務指導課長 殿

自動車税管理事務所長
担当者

次のとおり 年度 月分の自動車税(米軍証紙徴収分)の課税状況等について報告します。

区 分			前月累計(イ)		当月賦課(ロ)		当月減額(ハ)		当 月 分 計 (ロ)－(ハ) (ニ)		累 計 (イ)＋(ニ)		現在台数	備 考
			税 額	台数	税 額	台数	税 額	台数	税 額	台数	税 額	台数		
普 通 乗 用 車	総排気量が4.5リットル以下のもの		円	()	円		円	()	円	()	円	()		
	総排気量が4.5リットルを超えるもの			()				()		()		()		
小 型 乗 用 車				()				()		()		()		
普 通 ト ラ ッ ク				()				()		()		()		
小 型 ト ラ ッ ク				()				()		()		()		
特 種 用 途 自 動 車	構造及び用途が普通乗用車に準ずるもの	総排気量が4.5リットル以下のもの		()				()		()		()		
		総排気量が4.5リットルを超えるもの		()				()		()		()		
	構造及び用途が小型乗用車に準ずるもの			()				()		()		()		
	構造及び用途が普通トラックに準ずるもの			()				()		()		()		
	構造及び用途が小型トラックに準ずるもの			()				()		()		()		
合 計				()				()		()		()		

備考 1 ()内には、一部減額の台数を外書きで記載すること。
2 現在台数の欄には、当月末日現在の台数を記載すること。

収入状況等管理
表との照合者氏名